

議案第 35 号

狭山市市長、副市長及び教育委員会教育長の給料及び期末手当の額の特例に関する条例

条例別紙のとおり

令和 2 年 5 月 15 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による今後の市内経済への影響を鑑み、市長、副市長及び教育委員会教育長の給料及び期末手当を減額して支給するため、条例を制定したいので、この案を提出するものである。

別紙

狭山市市長、副市長及び教育委員会教育長の給料及び期末手当の額の特例に関する条例

(給料の額の特例)

第1条 令和2年6月1日から同年8月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、市長に対する給料月額を支給に当たっては狭山市特別職職員の給与及び旅費に関する条例（昭和45年条例第4号。以下「条例」という。）第3条第1号に掲げる給料月額から、当該額に100分の30を乗じて得た額に相当する額を、副市長に対する給料月額を支給に当たっては同条第2号に掲げる給料月額から、当該額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を、教育委員会教育長に対する給料月額を支給に当たっては同条第3号に掲げる給料月額から、当該額に100分の15を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(期末手当の額の特例)

第2条 特例期間においては、市長に対する期末手当を支給に当たっては条例第5条第2項に規定する期末手当の額から、当該額に100分の30を乗じて得た額に相当する額を、副市長に対する期末手当を支給に当たっては同項に規定する期末手当の額から、当該額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を、教育委員会教育長に対する期末手当を支給に当たっては同項に規定する期末手当の額から、当該額に100分の15を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。